

## 火災・地震の被害を防ぐには

年 組 名前 ( )

### 1. 家で火災を出さないようにするには、どのようにしたらいいか考えましょう。

(例) 家に消火器を備える



### 2. 地震で被害を出さないためには、どのようにしたらいいか考えましょう。

(例) 家具を固定する



## 火災・地震の被害を防ぐには

### 【1. 家で火災を出さないために】 ※具体例

- ・消火器の準備：設置場所については、台所は湿気が多いため玄関などのほうがよい。
- ・消火器の使い方についても熟知しておく。
- ・住宅用火災警報器の設置：既存の建物にも設置が義務づけされている。
- ・防災製品の使用：カーテンやカーペット、服などに防災製品を使う。
- ・タバコの始末はしっかりと：吸殻をためすぎない。寝たばこはしない。（お家の人に）
- ・家の周りなどに燃えやすいものを置かない。（放火防止）
- ・調理中に台所から離れない。（電話や来客などの際は火を消してから）
- ・コンセントにほこりが着かないように掃除する。（トラッキング現象といってほこり部分から火花が出て火事になる恐れがある。冷蔵庫の裏など要注意）
- ・タコ足配線にしない。（ひとつのコンセントに多数の電気器具を使用しない）
- ・ロウソク使用時にはそばから離れない。（仏壇やアロマオイルなど）
- ・暖房器具などの周りに燃えやすいものを置かない。ストーブの上も同様。（ストーブの上に洗濯物を干すと、万が一落ちると火災になる恐れがある）
- ・小さな子どもの手の届くところにライター、マッチなどを置かない。
- ・ストーブをつけたまま寝ない。（寝具に燃えうつると危険）
- ・火遊びはしない！

### 【2. 地震で被害を出さないために】 ※具体例

- ・家を丈夫に：耐震化
- ・家具などを固定する。（本棚や食器棚などは中身も飛び出さないようにする）
- ・寝室に家具などを置かない、または離しておく。（少しくらい離しても家具は移動して倒れる恐れがある）
- ・重たいものを上に置かない。（落ちてくると危険）
- ・ガラスが割れないようにする。（飛散防止シートなどを貼る）
- ・万が一ガラスが割れた時のために、スリッパを用意しておく。（寝室などに用意しておく）
- ・地震があればすぐに机の下などに隠れる。座布団などで頭を守る。
- ・地震があればすぐに火を消す。（火災の防止）
- ・地震がきてもすぐに外に出ない。（落下物に注意）
- ・ブロック塀や古い建物、電柱などのそばから離れる。（倒れてくる恐れがある）
- ・海など沿岸部では地震が発生すればすぐに高台へ避難する。（津波に注意）
- ・地震に備えて避難リュックを準備しておく。
- ・地震に備えて家族で避難先など話し合っておく。
- ・地震に備えて風呂の水などを貯めておく。（生活用水、消火などに使用する）

# 私の家の防災診断

年 組 名前 ( )

## 火 災

てんぷらなど調理中に、火のそばからはなれていないか

住宅用火災警報器が設置されているか

ストープのそばにカーテンや燃えやすいものがないか

家の周りに燃えやすいものなどを置いていないか

タコ足配線などを行っていないか

火遊びなどはしていないか

子どもの手の届く所に、マッチやライターなどを置いていないか

## 地 震

避難リュックを準備する

ふだんからお風呂の水をためておく

家具などの固定やガラスの飛散防止を行う

避難先など、家族で話し合っておく

近くの危険な場所を日ごろからチェックしておく

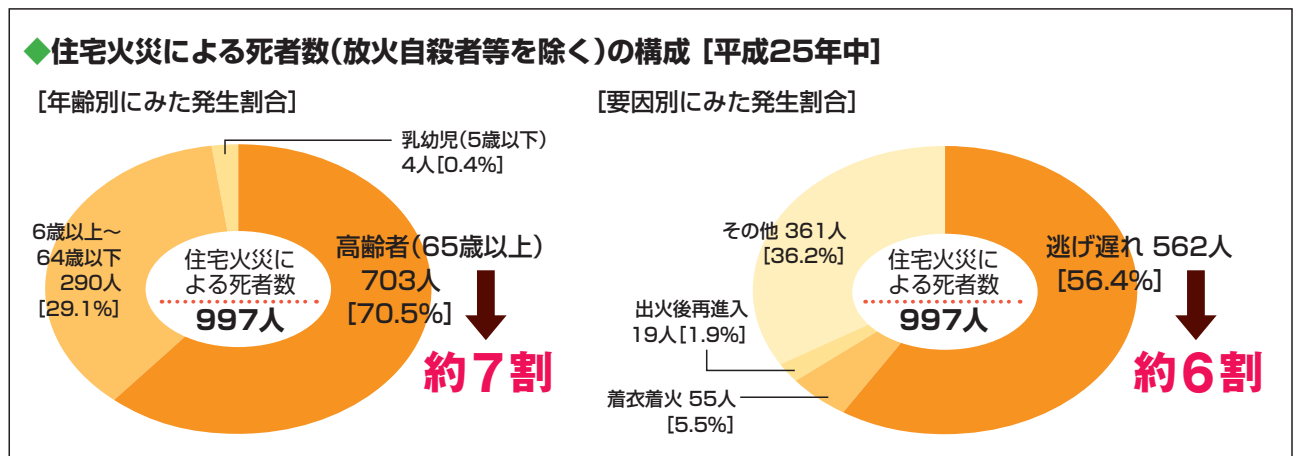
【チェックして思ったこと、感じたことを書きましょう】

## 住宅用火災警報器を設置しましょう！

### 住宅火災で亡くなる方——高齢者が7割、逃げ遅れが6割

住宅火災により亡くなる方は、平成15年以降連続して1,000人を突破しており、かつてない高い水準で推移しています。また、犠牲者の約7割が65歳以上の高齢者であるとともに、死亡原因の約6割が「逃げ遅れ」によるものです。この傾向は、高齢化の進展によりさらに増加することも見込まれます。

住宅火災においては、火災の早期発見が最重要課題であるため、平成16年の消防法改正により、全住宅について寝室等に住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。



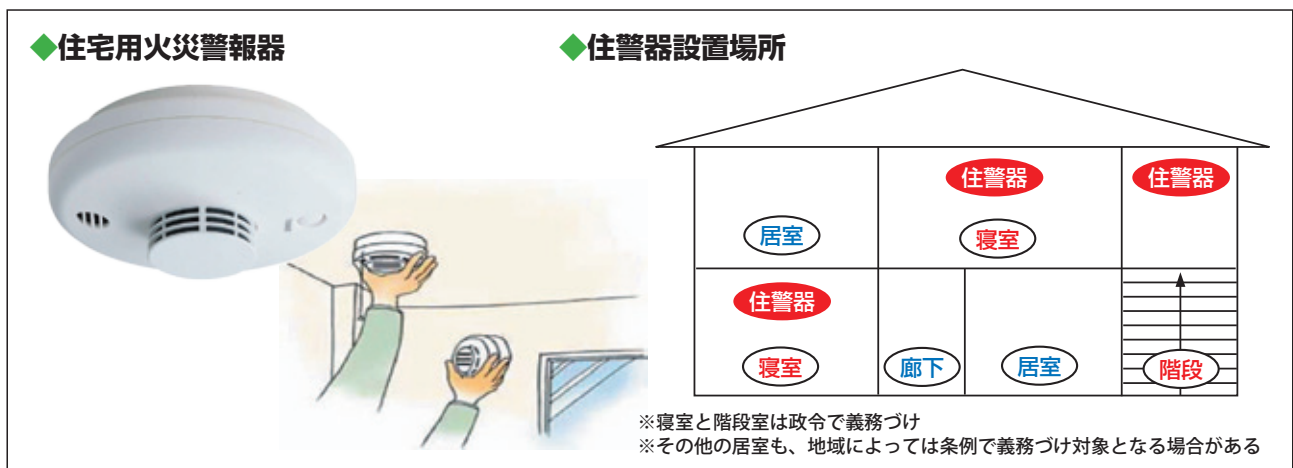
※新築住宅については、平成18年6月1日より適用(建築確認手続きにおいてチェックする体制)

※既存住宅については、各市町村条例で定める日(平成19年から平成23年までの間で施行予定)より適用

### 住宅用火災警報器の設置場所は？

住宅用火災警報器とは、火災の発生を早期に感知し、警報音や音声により知らせてくれる装置で、寝室・台所・階段の天井、壁の天井付近に設置します。設置について特別な資格は不要、自分で簡単に取り付けることができます。

住宅用火災警報器は、ホームセンターなどで購入でき、低価格の普及品から高機能製品まで、さまざまな機種が市販されています。



設置義務化に便乗した悪質販売には十分に注意しましょう。「設置しないと罰金」などという誘い文句を信じてはいけません(この法律に罰則規程はありません)。

消防署や区役所が、特定の事業者には斡旋や販売の依頼をすることはありません。